

第41号議案

府中市児童発達支援センター（仮称）の設置に関する
申出への同意について

上記の議案を提出する。

令和5年7月6日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市児童発達支援センター（仮称）の設置に関する申出への同意について

府中市児童発達支援センター（仮称）の設置に関する申出に対して、次のとおり同意する。

1 趣旨

府中市では、子どもの発達支援を担う中核的施設として、福祉と教育の各分野が連携し、一体的な相談・支援体制を構築した府中市児童発達支援センター（仮称）の設置に向け、現在準備を進めている。

この施設の設置に関して、府中市長から、子どもや保護者への切れ目のない支援を行うに当たり、事務を円滑かつ効率的に遂行するため、教育相談や教育支援（就学・転学相談）を含む形で、当該施設の機能を整理したい旨の申出を受けている。

教育委員会は、この理念に賛同し、府中市児童発達支援センター（仮称）の設置に際し、市とともに当該施設の相談・支援体制を構築するため、府中市長からの申出に同意する。また、教育相談や教育支援の機能を整理するために必要な手続を進めることについても併せて同意する。

2 同意内容

- (1) 府中市児童発達支援センター（仮称）における教育相談及び教育支援（就学・転学相談）の実施
- (2) 府中市児童発達支援センター（仮称）条例の制定に伴う府中市立教育センター条例の一部改正

3 実施日

令和6年4月1日



5府政政第25号
令和5年6月13日

府中市教育委員会

府中市長 高野 律雄

府中市児童発達支援センター（仮称）の設置について

本市では、子どもの発達支援の中核的施設として、福祉と教育の各分野が連携し、一体的な相談・支援体制を構築した児童発達支援センター（仮称）を令和6年4月に設置する予定としております。

施設の設置に当たっては、子どもや保護者等への切れ目のない支援や事務の効率化を実現するため、児童発達支援センター（仮称）の機能の1つとして教育相談を位置付け、同施設で実施していくことが必要不可欠であると考えております。

このことから、今後児童発達支援センター（仮称）の条例等を整備する際には、現在教育センターで実施する教育相談や教育支援（就学・転学相談）の機能を含む形で整理していきたいと考えております。

貴会におかれましては、その趣旨についてご理解賜るとともに、必要となる手続について、よろしくお取り計らいください。